

一定面積以上の土地取引には **届出** が必要です！

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合、土地の権利取得者（買主など）は国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

【届出の対象となる面積】

- ・市街化区域 2千㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域内 5千㎡以上
- ・都市計画区域外 1万㎡以上

【届出期限】

契約締結日から2週間以内（締結日を含む）

※提出期限を過ぎた場合でも、**届出書の提出が必要**です。

【提出書類（各3部）】

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書（写し）
- ・図面（縮尺などの詳細については町ホームページをご覧ください。）
- ・委任状（代理人が届出する場合）

※届出をしないと法律で罰せられることがあります。

※届出様式や制度の詳細については、**町ホームページ**をご確認ください。



問い合わせ先 総務課 企画統計グループ

年末調整における定額減税事務個別相談会 開催のお知らせ

江差税務署では、年末調整事務担当者に向けて「年末調整における定額減税事務個別相談会」を下記日程で開催します。なお、定額減税事務について不明な点がある場合には、随時電話による個別相談も受け付けております。（※どちらの相談も**事前予約制**となります。）

また、国税庁ホームページにも詳細を掲載していますので、ぜひご利用ください。

■開催日時 11月20日(水)、11月27日(水)
10:00~11:00

■開催場所 江差税務署 1階会議室（江差地方合同庁舎）

■予約・問い合わせ先

江差税務署 調査部門 ☎0139-52-6011（直通）

※予約は開催日前日の17:00まで

両日10名
までです！

年末調整が
よくわかるページ
（国税庁ホームページ）



2025年農林業センサスにご協力ください

農林水産省では、令和7年2月1日現在で、「2025年農林業センサス」を実施します。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される大切な調査です。調査員が調査票をお届けしますので、ご回答をお願いします。

なお、スマートフォンなどを利用したオンラインでの回答も可能ですので、ご協力をお願いします。

※調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されません。

※回答は、令和7年2月1日現在が基準日となります。



農林業センサス

農林業センサス 2025

【調査対象】

農家や林家をはじめ、すべての農林業関係者が対象となります。

【調査時期】

調査員が令和6年12月中旬から調査対象者を訪問し、調査票を配布します。

問い合わせ先 総務課 企画統計グループ